

日置市空き家活用計画承認制度運用規程

(目的)

第1条 市は、日置市空き家改修事業費補助金交付要綱(平成28年日置市告示第73号)を利用し、空き家を活用する個人または法人(以下「空き家活用者」という。)に対し、計画的な事業実施を支援するため、空き家活用計画承認制度を定める。

(承認申請)

第2条 空き家活用者は、改修工事着工前に、市に対し事業計画承認申請を様式第1号により行うこととし、添付すべき書類は以下のとおりとする。

- (1) 空き家活用計画書(様式第2号)
- (2) 改修工事に係る見積書の写し(内訳明細を確認できるもの)
- (3) 空き家であることを確認できる書類又は証明書(様式第3号)
- (4) 空き家の権利確認書類(売買・賃貸契約書の写し等)
- (5) 空き家改修事業実施同意書(様式第4号)(空き家を借り受けた者が改修する場合に限る。)
- (6) 住宅全体及び工事箇所の写真

(計画の承認)

第3条 市は、空き家活用者から承認申請がなされた場合、空き家改修事業に適合するかを審査し、様式第5号により承認することとし、計画承認期間は承認された日から2年または令和5年3月31日のいずれか早い期日までとする。

(計画の変更)

第4条 空き家活用者は、承認を受けた計画において、補助金申請見込額が10万円以上の増減を伴う変更がある場合は、様式第1号及び様式第2号により変更承認申請書を提出する。

(計画の変更承認)

第5条 市は、空き家活用者から空き家活用計画の変更承認申請がなされた場合、再度空き家改修事業に適合するかを審査し、様式第6号により変更を承認する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。